

## 平成26年度第1回みやぎ食の安全安心推進会議議事録

日 時：平成26年6月12日（木）

午後2時から午後4時15分まで

場 所：県庁行政庁舎9階 第一会議室

### 1 開 会

### 2 委嘱状交付

### 3 挨拶（佐野環境生活部長）

### 4 議 事

#### 1) 会議の成立

15名の委員のうち10名が出席したことから、みやぎ食の安全安心推進条例第18条第2項の規定により、会議は成立した。

出席委員：小金澤委員(会長)、氏家委員、佐藤委員、熊谷委員(副会長)、加藤委員、大友委員、澁谷委員、官澤委員、佐々木（琢）委員、大崎委員

欠席委員：及川委員、阿部（誠）委員、高平委員、佐々木（圭）委員、阿部（正）委員

#### 2) 会議内容 ※議長は同上条例第18条第1項の規定により、小金澤会長が務めた。

##### 〈 小金澤会長 〉

本日は大きく2つの議題がありますが、新しい委員もいらっしゃいますので、本題に入る前に今年度の推進会議の流れについて事務局から説明をお願いします。

##### 〈 事務局：金野課長 〉

お手元の次第をめぐっていただきまして、座席表、委員名簿、事務局名簿がありますが、その後の「平成26年度みやぎ食の安全安心推進会議における検討内容とスケジュール」とタイトルの付いた表を御覧ください。

今年度、当推進会議の開催につきましては、3回を予定しております。御検討いただきます主な内容は、「第2期計画に基づく施策の実施状況に対する評価」、「宮城県食品衛生監視指導計画（案）の検討」、そして「第3期計画の策定」の3点でございます。

まず、1点目の「第2期計画に基づく施策の実施状況に対する評価」ですが、これは毎年度、県議会に報告する「施策の実施状況」のうち、「推進会議の評価」について協議、決定していただくものでございます。

議会報告までのスケジュールについて御説明いたしますと、本日の会議において、事務局で作成した「平成25年度における施策の実施状況（案）」について御説明いたします。

委員の皆様におかれましては、会議後に内容について項目毎に評価していただき、期日までに評価表を事務局あてに提出していただきます。御提出いただいた評価表は、事務局で取りまとめて会長にお送りし、会長には「推進会議全体としての評価（案）」を作成していただきます。

評価（案）については、8月6日に開催します2回目の会議において御協議いただき、「推進会議の評価」を決定していただきます。この「推進会議の評価」を盛り込んだ「平成25年度における施策の実施状況」につきましては、その後、知事を本部長とする「宮城県食の安全安心対

策本部会議」での了承を経まして、9月に開会されます定例県議会に報告することになっております。その後10月にホームページで公表する、そのような流れを予定してします。

続きまして、2点目の「宮城県食品衛生監視指導計画（案）の検討」についてですが、これは食品衛生法に基づき、毎年策定しているものでございます。平成27年度の食品衛生監視指導計画（案）につきまして、来年2月上旬に開催を予定しております第3回目の会議におきまして御意見をいただく予定にしております。御協議いただきました計画（案）は、その後のパブリックコメントを経て、3月中に策定、公表というようなスケジュールで進める予定にしております。

そして、3点目は「第3期計画の策定」でございます。現在の「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第2期）」は平成27年度が最終年度となっております。したがって平成27年度には、次期第3期基本計画の策定作業を行っていくこととなります。今年度3回目の会議を平成27年2月に予定しておりますが、ここで基本計画策定に向けて知事に諮問を行い、事務局で作成しました素案について第1回目の御協議をいただくという予定にしております。

その後、平成27年度に2回の協議を行って平成27年11月に開催を予定しております第3回目の会議において最終案を答申していただくという予定にしております。

それから右端には参考として、県民総参加運動のうち、消費者モニター事業などの実施計画について記載してございます。

表の真ん中に委員改選というものを囲んでおります。委員の任期は2年となっており、平成26年8月までとなっております。したがって平成26年9月に委員の改選が行われる予定となっております。委員の改選後、初めて顔を合わせる会議というのは平成27年2月上旬に予定しております会議になりますので、そこまで間が空いてしまうような形になります。そこで平成26年10月に開催します「食の安全安心セミナー」を太枠で囲んでおりますが、ぜひ新しい委員の方に御参加いただきまして、顔合わせをできればと考えております。後日文書でセミナー開催の御案内をさせていただきますので、よろしく願いいたします。推進会議における検討内容とスケジュールにつきましては、以上でございます。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございました。今、説明がありました流れについて質問が特にありませんでしたら議題に入っていきたいと思っております。よろしいですか。

それでは食の安全安心に関する施策の実施状況について、最初は、①の平成25年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第2期）」に基づく施策の実施状況（案）等について、事務局から説明をお願いします。

〈 事務局：金野課長 〉

議題イの①平成25年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第2期）」に基づく施策の実施状況（案）等について」を説明させていただきます。資料は、資料1、資料2、資料3のこの3つを使って御説明させていただきますのでよろしく願いいたします。

食の安全安心の確保に関する基本的な計画と言いますのは、先ほどお話ししましたとおり、食の安全安心の確保に関する施策を総合的、計画的に推進するため、推進条例で定めているものでございます。この基本計画の構成ですが、3つの大綱、6つの中分類、14の小分類に分けまして、その下に37の施策を定めた体系でございます。最初に資料2を御覧いただきたいのですが、「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第2期）」に基づく平成26年度事業一覧、この資料の左側に書いてありますのが、基本計画の体系でございます。枠で囲んでおります「1 安

全で安心できる食品の供給の確保」，これが大綱でございます。その下の（１），括弧で書いてあります。これが中分類。カタカナでイと書いてあります。このカタカナで書いてありますのが小分類です。その下に両括弧でイロハニとありますが，これが施策を示しております，数えますと３７になっております。この施策の体系に対応しまして，県でどのような事業を実施しているかというのを右の方の表で結びつけている，そういう表になっております。県の事業名，事業計画の概要，当初予算額というような整理になっております。それで表の真ん中の辺りを御覧いただきたいのですが，平成２４年度に実施した施策の評価の反映内容というものを記載しております。平成２５年度実績への反映，平成２６年度計画への反映というふうに記載してございます。これは前回，皆様からいただいた御意見を基にして施策に反映した内容をまとめているものでございます。後ほど御評価をいただく時に，この資料を御覧いただきながら，御評価をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは資料１を御覧ください。１枚をめくっていただきますと，目次が出てまいります。目次の中でローマ数字が並んでまして，そこのローマ数字の「Ⅱ食の安全安心の確保に関する基本的な計画に係る施策ごとの実施状況」，ここで先ほど説明しました基本計画の施策の体系が出てきます。

大綱が３つあると御説明しましたが，１の「安全で安心できる食品の供給の確保」，それから２の「食の安全安心に係る信頼関係の確立」，３としまして「食の安全安心を支える体制の整備」，この３つが大綱ということになります。

その下に，４とあります。「食品に係る放射能対策」ということで，以前の推進会議で放射能対策の部分は別立てで評価すべきとの御意見をいただきまして，平成２３年度の実施計画以降，食品に係る放射能対策を一部再掲する形で４のところに取りまとめるというような整理をさせていただいています。

それから，ローマ数字Ⅲ「施策の実施状況に対するみやぎ食の安全安心推進会議の評価」という項目があります。ここは今空欄になっております。この部分は皆様方から御評価いただき，次回の推進会議までに作成し，挿入するといった作業を進めていくことにしております。

それでは，施策の実施状況につきまして，これから３７の施策を説明させていただきます。説明はローマ数字Ⅱの「食の安全安心の確保に関する基本的な計画に係る施策ごとの実施状況」，ページは５ページから説明をさせていただきたいと思います。

大綱の１，安全で安心できる食品の供給の確保，（１）生産及び供給体制の確立，イ生産者の取組への支援ということで，（イ）安全な農産物生産に対する意識の高い経営者の育成でございます。「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」につきまして，パンフレットを作成し各種催事において配布するなど普及拡大に努めました。また，みやぎまるごとフェスティバルにおきまして県認証制度に取り組んでいる生産者等をPRしました。さらに農業推進セミナー等を開催しまして，生物多様性保全の意義と価値について意識の醸成を図ったところでございます。

次に（ロ）農業生産工程管理（GAP）等の普及拡大でございます。推進研修会及び現地研修会を開催しました。また，各農業改良普及センター職員のJGAP指導者の育成に努めたところです。

次に６ページに移ります。（ハ）農薬の適正使用の推進でございます。販売者及び使用者に対する立入検査や指導を行いました。また農薬管理指導士を確保するための新規の養成研修会や更新研修会を実施しております。

それから農薬危害防止運動におきましては，ポスターやリーフレットによる周知啓蒙を行い，

農薬危害防止運動研修会を実施したところです。

(ニ) 牛のトレーサビリティシステムの推進でございます。牛の生産履歴を管理するための個体識別番号耳標装着に係る各種変更手続き及び登録エラー解消等の支援を行いました結果、装着率100%を維持しております。

続きまして、(ホ) 水産関係の施設整備でございます。東日本大震災により被災したかき共同処理施設について8施設の復旧整備を実施しまして、浄化施設を併設するなどの安全対策を取りました。7ページは成果、主な数値目標、主な関連事業をまとめております。

続きまして8ページに移ります。ロ 安全な農水産物生産環境づくり支援ですが、(イ) 病虫害の適正防除及び土づくりの推進でございます。定期的な巡回調査を実施し、防除情報を提供し、県関係機関及び農業者団体等に対して適切な防除の支援を行いました。また、環境負荷のより少ない病虫害防除を推進するため、難防除病虫害や薬剤抵抗性を有する病虫害の防除対策を検討いたしました。それから、土づくりや農地保全の視点から有用な食品系廃棄物の探索と、土壌改良材等の代替資材を開発することを目的としまして炭化処理による製品試作等を行いました。

それから(ロ) 土壌環境適正化の推進につきましては、適正な水管理の徹底を推進し、カドミウム基準値超過米の発生の抑制を図ったほか、基準値を超過した産米は市場流通しないよう廃棄処理いたしました。また、東京電力の福島第一原子力発電所事故により、安全な農産物の生産を確保するため、放射性物質濃度のデータを活用しまして、必要な営農対策等について指導、助言を行いました。

次に9ページに移ります。(ハ) 家畜伝染病の発生予防の徹底でございます。家畜伝染病予防法に基づく検査を実施しまして、家畜伝染病の発生予防、まん延防止を図りました。

それから(ニ) 貝毒検査及び生かきのノロウイルス対策の推進でございます。県産二枚貝等につきまして貝毒検査を実施し、生産者団体によるノロウイルス対策について指導を行い、食中毒の未然防止を図りました。

続きまして11ページ、事業者に対する支援でございます。(イ) 営業者の自主的な衛生管理体制の整備の推進ということで、HACCPの考えを取り入れた本県独自の衛生管理手法「みやぎ食品衛生自主管理登録・認証制度」につきましての講習会等を開催し、その普及、推進に努めたところでございます。

それから(ロ) 中間流通業者、販売店等におけるトレーサビリティシステムの構築です。平成23年7月に米トレーサビリティ法が全部施行となったことから、立入検査等を行った他、説明会の開催、パンフレットの配布などによりまして制度の周知啓発を図ったところでございます。

それから(ハ) 外食産業の事業者の自主的な原材料の原産地表示の取組拡大でございます。県産食材を積極的に利用している飲食店等を「食材王国みやぎ地産地消推進店」として登録し、県産食材の産地等をメニュー等で表示する取組みを行ったところでございます。

続きまして13ページを御覧ください。(2) 監視指導及び検査の徹底でございます。イの生産者に対する安全性の監視及び指導の徹底、(イ) 農薬取締法等に基づく立入検査と監視体制の強化でございます。農薬の販売者及び使用に対する立入検査を実施したほか、農薬危害防止運動等によりまして農薬の適正使用について指導を行いました。

(ロ) 肥料及び飼料の品質及び安全の確保のための検査及び指導の実施でございます。関係法令に基づきまして、肥料生産業者、飼料製造工場及び飼料販売店への立入検査を実施いたしました。またBSE発生防止に係る検査として、牛用の飼料への動物由来たんぱく質の混入検査を実施いたしました。それから養魚用飼料につきましては、飼料製造工場への立入検査及び飼料分析

検査を実施いたしました。

14ページを御覧ください。(ハ)動物用医薬品の流通、販売等に関する指導でございます。動物用医薬品販売業者への立入検査を行いまして違反のあった3件につきましては指導を行ったところです。

(ニ)高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査等の実施でございます。県内農場における各種モニタリング検査及び農場からの死亡羽数等の定期報告によりまして異常の早期発見に努めたところです。

16ページ、ロ事業者に対する安全性の監視及び指導の徹底、(イ)食品営業施設の監視指導の徹底でございます。飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、飲食店及び食品製造施設等の監視指導を実施しました。また、生食用食肉の規格基準が定められたことにより、取扱い施設の監視や県民に対する啓発を行ったところでございます。食中毒予防月間には、チラシの配布、それから衛生講習会などを実施しました。

次に(ロ)食品検査による安全性の確保でございます。輸入食品を始め県内に流通する食品の規格基準の検査、食品に残留する農薬等を検査しまして、飲食に起因する危害防止に努めたところです。県産農林水産物の安全性を確認するために放射性物質の検査を行っております。水産物については、県内主要魚市場に簡易測定器を貸与しまして安全確認を行いました。それから17ページですが、市町村が実施する検査に係る経費についても交付金による支援を行いました。県産農林水産物の放射能測定結果につきましては、17ページの成果のところの下の方の表に取りまとめております。牛を除く県産農林水産物の放射能測定結果をまとめております。精密検査による検査点数は8,642点いたしまして、うち基準値超過点数は43点、簡易検査につきましては検査点数は34,689点実施して、11点が精密検査を実施しております。次をめくっていただきます。次に牛の全頭検査の結果が取りまとめております。県内検査として仙台市食肉市場、県食肉流通公社をあわせて19,487頭を検査しております。県外検査で10,196頭を検査実施しております。17ページの成果の説明書きですが、ゲルマニウム半導体検出器による県産農林水産物の精密検査8,643点、これは下の表の精密検査の検査点数を指しておりますが、表中の8,642との差異については後ほど確認させていただきます。それから地方機関に配置した簡易検査機器による農林産物の放射性物質検査64,372点、これは簡易検査34,689点とちょっと違いますが、これは牛の検査が入っています。

次のページの牛の19,487頭と10,196頭、これを足しますと64,372点となります。精密検査の数字は後ほど確認させていただきます。

続きまして18ページ、(ハ)安全な魚介類及び食肉を供給するための監視指導(BSE対策を含む)の徹底でございます。営業を再開できた施設につきまして監視指導及び生食用かきの検査を実施しております。それから、かき養殖海域の海水検査、成分規格やノロウイルスの検査を実施しております。

安全な食肉を供給するため、と畜場の監視指導、食肉検査を実施しました。食鳥処理施設の監視指導及び食鳥肉の検査を実施しております。⑤としまして牛のBSE検査の対象月齢が見直しされましたことから、平成25年7月1日より、これまでの全頭検査を48か月齢超の牛の検査に変更したところでございます。

続きまして21ページ、ハとしまして食品表示の適正化の推進でございます。(イ)適正な食品表示を確保するための監視指導の実施ということで、県内にございます7保健所、2つの支所に「食の110番」を設置しております。消費者の食品衛生に関する不安や疑問、食品衛生法に

関する相談を受け付けております。また、国等に設置しております「食品表示110番」等に寄せられた情報に基づきまして、JAS法等関係法令に基づく調査を実施しました。不適正な場合につきましては事業者を指導を行っております。それからアレルギー物質の表示でございます。うどん、クッキー等の食品につきまして検査を実施しまして食肉製品1検体からアレルギー物質が検出され、製造工程の洗浄の徹底といった指導をしたところでございます。

それから輸入生かき偽装防止特別監視員（オイスターGメン）によります監視指導を実施しまして、偽装・混入につきましては確認されませんでした。

(ロ) ウォッチャーによるモニタリング調査の実施及び事後指導の強化でございます。食品表示ウォッチャーとして100人を委嘱し、食品販売店に対するモニタリング調査を実施いたしました。「不適」と報告がありました店舗には、国や市町村と連携いたしまして調査・指導を行っております。

22ページを御覧ください。(ハ) 食品表示に関する研修会（消費者・事業者）等の充実でございます。事業者に対してJAS法に基づく食品表示制度の啓発に努めたところです。また飲食店におけるメニューの偽装表示を受けまして、事業者の社内研修会に出向くなどいたしまして、景品表示法の内容について説明を行ったところです。また健康増進法に基づく食品表示についても、製造業者への指導や相談に対応いたしました。

続きまして24ページでございます。大綱の2点目、食の安全安心に係る信頼関係の確立でございます。(1) 情報共有及び相互理解の促進、イ情報の収集、分析及び公開、(イ) 県民の意向の把握及び分かりやすい情報の迅速な提供ということで、消費者モニターアンケートやセミナー、研修会などを開催しまして県民の意向の把握に努めたほか、食の安全安心に関するホームページを管理運営しまして、食の安全安心に関する分かりやすい情報提供を行ったところです。それから「食材王国みやぎ」ウェブサイトやフリーペーパーを活用した食に関する情報提供を行っております。みやぎ食料自給率向上県民運動については、食材王国みやぎ「伝え人」による講習会、出前講座、パネル展示等によりまして、県民への広報活動を行ったところでございます。

それから(ロ) 監視指導及び検査結果の適時かつ適切な公表でございます。宮城県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導結果及び検査結果をホームページで公表しております。

続きまして26ページでございます。ロ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進でございます。(イ) 消費者と生産者・事業者との相互理解の推進ということで、食の安全安心セミナーについては、開催会場を広げて3回開催しまして、消費者、生産者、事業者の意見交換を図ったところでございます。また、BSE対策の見直しに向けまして説明会を開催しております。さらに、全農業改良普及センター等に設置している「地域の食と農の相談窓口」において、消費者等からの相談に対応いたしました。

それから(ロ) 関係団体等との連携・協働の推進でございます。食育・地産地消につきましては、食材王国みやぎ「伝え人」の活動促進、民間企業等と連携したPR、高校生を対象とした地産地消お弁当コンテストによりまして、その取組を推進したところでございます。

(ハ) 「地産地消」の推進及び生産・消費の相互交流の充実でございます。学校給食における放射能検査担当課などと県産野菜等の利用率向上に向けた意向調査を実施しました。また「すすくみやぎっ子 みやぎふるさと食材月間」を定め、学校給食における県産食材の利用拡大を図ったところでございます。

続きまして28ページ、(2) 県民参加、イ 県民運動総参加運動の展開、(イ) 県民が参加する消費者モニター制度の推進でございます。県政だより等の活用や民間企業等との連携、消費

者モニターの登録者の募集を行いまして、消費者の参加促進に努めましたところです。また食品工場見学会等の開催によりましてモニターのステップアップを図っております。

29ページ、(ロ)生産者・事業者の取組のための自主基準の作成・公開の支援でございます。生産者及び事業者が日頃行っております食の安全安心に関する取組について、自主基準の作成を支援したほか、ホームページ上でその取組を公開するなどしまして支援を行ったところです。事業者の登録者数でございますが3,018者となっております。

(ハ)知識習得のための各種講習会・みやぎ出前講座等の開催及び普及啓発でございます。事業者に対して研修会等を通じ、JAS法及び景品表示法に基づく食品表示制度の啓発に努めたところでございます。

31ページ、ロ 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映、(イ)県民の意見の把握でございます。消費者モニターへのアンケートの実施、セミナー等での意見交換、あるいは宮城県食品衛生監視指導計画策定時のパブリックコメントの実施、それから地方懇談会、みやぎ食の安全安心推進会議の開催により、広く県民の意見を収集したところでございます。また、BSE対策の見直しに向けて、みやぎ食の安全安心推進会議の御意見をいただくとともに、県民に対しても説明会を開催しております。

(ロ)食の安全安心に関する相談窓口の充実でございます。食品の表示に関する疑問、食品衛生に関する不安など県民が相談できるよう窓口を設置し相談等に応じたところです。また、消費者から寄せられた食品表示等に関する法令違反疑義情報につきましては迅速に調査及び指導を実施いたしました。

続きまして33ページ、大綱3点目、食の安全安心を支える体制の整備でございます。(1)体制整備及び関係機関等との連携強化、イ 食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進でございます。宮城県食の安全安心対策本部を2回開催し、BSEの検査体制を見直し、平成25年7月1日から検査対象を、全頭から48か月齢とすることを決定したほか、基本計画に基づく施策の実施状況について了承を経て、県議会に報告しました。

ロ みやぎ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応でございます。関係各課で構成する「食の危機管理対応チーム会議」を開催しまして、みやぎ食の危機管理基本マニュアルや個別マニュアルに基づく事案のほか、放射性物質による食品の安全安心確保につきまして情報の共有を図りました。

それからハ食の安全に関する調査・研究の充実でございます。生かきのノロウイルス対策としまして、新検査手法の実用化のため検証データの蓄積を図っております。それから食中毒の原因となるヒスタミンにつきまして、新規導入した検査機器を用いまして分析法について検討しております。さらに、重金属の亜鉛等8成分について、簡便で精度の高い分析法を確立するため公定法の改良を検討したところでございます。

続きまして34ページをお開きください。ニ 国・都道府県、市町村との連携でございます。厚生労働省から違反食品等に係る情報の提供を受けるとともに、輸入食品に関する情報収集に努めたところです。国に対しても違反食品等の情報提供を行いましたと記載がありますが、これは一昨年度のものなので、こここのところの削除をお願いします。申し訳ございません。また、食品表示の適正化に向けて、東北農政局と「食品表示110番」に関する情報交換会を毎月1回開催しまして連携を図り、疑義情報に迅速に対応したところでございます。

それから35ページ、(2)みやぎ食の安全安心推進会議ですが、3回開催しまして、第2期計画に基づく施策の実施状況について評価を受け、意見や提言をいただき、各種施策に反映させ

とところです。BSE対策における全頭検査見直しにつきまして審議いただきました。

37ページでございます。4 食品に係る放射能対策、これは先ほど御説明しましたように、食品の放射能対策につきまして関係施策に盛り込んでいただいておりますが、改めて項目立てをいたしまして、一部再掲する形で取りまとめております。この部分につきましては、御覧になる方に県が取り組んできた対策を見やすい形とするため、これまでの体裁を見直ししております。「食品の放射性物質検査」と「生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進」の2項目で取りまとめさせていただきました。この食品の放射性物質検査につきましては、厚生労働省食品安全部長通知に基づきまして、県が定めました「農林水産物等の放射性物質検査計画」によりまして県内で生産されます農林水産物あるいは県内に流通しています加工食品につきまして放射性物質の検査を実施し、安全性が確認された食品の流通に努めましたところでございます。この農林水産物等の放射性物質検査計画でございますが、お渡ししている「資料3 農畜水産物等の放射性物質検査計画の概要」、これは第1四半期分の計画でございます。裏側には詳細な品目があります。こういった計画を県で定めまして検査を実施しているところでございます。

それで先ほどの37ページに戻りまして、検査でございますが、(1)の出荷前の検査としましては、(イ)農産物、(ロ)原乳、(ハ)牛肉、38ページに行きまして(ニ)水産物、(ホ)きのこ・山菜類、(ヘ)県産牛肉等、(ト)食肉に供する野生鳥獣肉について検査しております。

それから(2)出荷後検査としまして流通食品の検査を実施しているところでございます。

それから(3)その他の検査・測定でございます。こちらは検査計画に基づくものではございませんが、(イ)として学校給食の食材検査、次のページを御覧いただきますが、(ロ)住民の持ち込み食材ということで、市町村に検査機器を配備しております、住民から持ち込まれた家庭菜園の農産物等の放射性物質検査を実施しております。その他としまして、検査結果につきましては、県ホームページ「放射能情報サイトみやぎ」等で速やかに公表するとともに、基準値より高い数値が確認された場合には出荷自粛の要請等必要な措置を講じております。

それからロ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進でございます。食品中の放射性物質をテーマにした食の安全安心セミナー、地方懇談会、消費者モニター研修会等を開催しまして、相互理解の促進に努めております。以上が事業の中身でございます。それから46ページ～51ページにつきましては、施策の実績となる数値を取りまとめております「実績数値総括表」というものを載せております。だいぶ長くなって申し訳ございませんが、以上が施策の実施状況の御説明になります。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございます。今の説明につきまして何か御意見や御質問ありましたらお願いします。

〈 佐々木技術補佐（総括担当） 〉

先ほどの放射性物質検査の数字について補足します。17ページですが、上から5番目の黒点の県産農林水産物の精密検査8,643点と下の表の中の8,642点の違いですが、8,643点のうちには、牛の精密検査1頭が含まれているということで、この精密検査の上の注意書きにありますように、県産農林水産物、牛を除く結果を記載しているということで、1検体分のずれが出ているということになります。よろしく申し上げます。

〈 小金澤会長 〉

数字のミスではないということですね。では、御質問があれば。

〈 加藤委員 〉

確認と聞きたいことと、意見があるかもしれませんが。5ページのところの(イ)環境に優しい農業推進セミナーですが、74名とあるのは環境保全米ネットワークと一緒にやった事業という理解でよろしいでしょうか。

それから8ページ、(ロ)の成果に書かれていますが、「前年並みであった」と評価があります。基準値を超過した米は市場流通していないとありますが、前年並みでよしとするのか、そういう理解でいいのか。基準値を超過するのは致し方ないという理解でよろしいでしょうか。

11ページですが、(ロ)米トレーサビリティ法が全面施行になって立入検査を行ってきたとありますが、その結果は違反があったのか分からない。パンフレットの配布だけが成果になっているので、立入検査をしたならこの結果がどうだったのかを知りたいと思いました。

14ページ、(ニ)に関連するかどうか分かりませんが、豚の伝染病が発生しているが、県の計画には関係のない内容なのでしょうか。

16ページですが、(ロ)の③の宮城県水産物放射能対策連絡会議の水産関係団体23団体ですが、要するに水産物の風評被害というのは福島で汚染水が漏れているという報道が続く限りダメージが大きいと思うので、水産関係23団体はどういう団体で、風評被害をなくすまでの対策会議なのかどうか、検査を徹底しましょうという内容だけの会議なのかどうか気になったところです。

21ページの(イ)の成果のすぐ上の食品適正表示のため製造業者への指導を行ったとありますが、今健康を害するような健康食品が出回っていて大問題になっていると思うので、この指導の中に悪質なものがあつたのかどうかお知らせいただきたい。

26ページの学校給食に関係する地産地消ですが、27ページの主な数値目標で平成21年度30.8%とあります。震災後の放射能への影響により24.1%という数字は、あえて地場産品を排除しての数字か、それとも生産者が復旧していないのでやむを得ない数字なのかを知りたいと思いました。

最後に40ページのところの検査結果の公表で、県のホームページの「放射能情報サイトみやぎ」は、昨年までトップページにあつたと思いますが、最近ずっと下の方に、広告よりもっと下の方に追いやられているのですが、これはどうしてなのか。放射能を気にする人が少なくなったからなのか、情報を知りたいと思う人にとっては、今までどおりトップにあつたほうが良いと思います。以上です。

〈 事務局：寺田技監 〉

最初に5ページの環境にやさしい農業につきましては、当然、小金澤先生の環境保全米ネットワークとも一緒になりながら、また県内エコファーマーの方々、環境保全型農業に興味のある方に声掛けしながらセミナーをやったということでございます。

8ページのカドミウム米の関係ですが、我々としては、ALCというカドミウムを吸収しにくい資材があるわけですが、それを散布しながらできるだけカドミウムを吸収しない米作り、深く水をはっておきますとカドミウムを吸収しないという栽培技術というものがありますので、このような技術を駆使しながらできるだけカドミウムが入らない米を作ろうとしていますが、なかなかお天気の関係などもあってゼロにはできないという状況です。できるだけ少なくなるようにはしていますが、前年並みくらいは出てしまったということです。

11ページのトレーサビリティのパンフレットですが、確かに御指摘のとおりですが、農政局

と連携しながら周知啓発だけでなくもう少し詳しく書かなくてはと思います。

14ページの鳥インフルエンザの関係で豚はどうかといことですが、確かに豚の流行性下痢PEDですが、昨年10月に沖縄県で7年ぶりに発生しました。宮城県では今年4月に県として初めて発生しました。症状としましては、生まれたばかりの子豚が下痢にかかると脱水症状で20日齢以下の豚についてはほとんど死亡します。ただ鳥インフルエンザとか口蹄疫のように急激に病気が広がるということはなく、20日齢の豚は死亡率が高いですが、それ以上になればあまり死ぬ確率は高くないですし、ワクチンや消毒の徹底の中で対応できるということです。家畜伝染病予防法のなかで鳥インフルエンザのような殺処分とかでなく、届出の伝染病ということでございます。県内ではこれから消毒やワクチンを徹底する中で対応していきたいと思っています。

16ページの放射能対策連絡会議23団体ということですが、東京電力福島第一原子力発電所の汚染水がどうのこうのというだけでなく、影響を受けるのが水産物ということで、事故当初から水産物団体が集まって、放射性物質の検査とか検討をやられてきということで、今回の汚染水のことだけで連絡会議をしてきたという訳ではございません。安全な対策を講じている状況です。

それから27ページの学校給食ですが、確かにこれまでの経過を見ますと一番高かった時、震災前の平成21年あたりは30%位までありましたが、なかなか放射能の関係などもあり、最近では地場産品に対する不安もあり、学校給食の地場産品率が下がっているという状況です。それを払拭する意味でも検査をしっかりとやっていますというのをPRするとともに、県産品を使っただけでないという一つの理由は、県産品については、市場に出ているのものより規格がまちまちということもございます。そういうことで調理しにくいということがありますので、一次処理といいますか下処理、例えばじゃがいもの皮をむいて提供するということがあった場合、学校給食側からすれば給食センターの方も利用しやすくなりますということも言われていますので、その辺を含めて、できるだけ学校給食での地場産農産物の利用拡大を図っていきたくて考えているところです。

40ページのホームページのところ「放射能情報サイトみやぎ」が下のところにあるということですが、当初、原発事故直後は放射能に対する不安がものすごく大きかったという状況があります。また関心も高かったということもあり、そういうこともあってトップでした。それから3年が経過しまして、基準値オーバーもだいぶ少なくなってきましたし、特に野菜についてはほとんど検出されていません。また米については一部ありましたが今はほとんど大丈夫です。放射能に対する不安は、かなり薄らいできたというと語弊があるかもしれませんが、以前のようなではなくなってきたらと思っています。牛肉についても全頭検査しておりますし、そういうこともありこのような形になったということをお伝えしたいと思っています。舌足らずのところ、もう少し詳しくということがあれば担当課から回答します。

〈 事務局：金野課長 〉

21ページの健康食品の誇大広告のところ、特別用途食品、栄養表示基準、健康食品等虚偽表示誇大広告の部分ですが、担当している健康推進課の資料を見ますと、食品製造業者や一般消費者からの相談に応じ、適正表示の普及と指導に努めたという報告になっています。重大な悪質なのがなかったかどうかという御質問だったと思いますが、表示の部分は多岐にわたり、食品衛生法、JAS法、景品表示法、いろいろ法律が絡んで今一元化しようということです。表示に関するものであれば情報が入ってきていますので、悪質なものはなかったと考えております。

40ページの「放射能情報サイトみやぎ」ですが、サイトを管理しているのが広報課になります。実はうちの課でも新しいものを作るとトップページに一定期間あげていただいたりしていま

すが、広報課とサイトを作っている原子力安全対策課との事情の中でそういうふうになったと思いますが、見やすいところに上げてという御意見をいただいたことはそれぞれの担当課にお伝えしたいと思います。

〈 加藤委員 〉

「放射能情報サイトみやぎ」が下に下がったというのは、基準値超過するものがなくなってきたから別段みんなにお知らせしなくてもいいという理解でよろしいのか。いきなり下になって、なくなったかと思った位に探したら一番下になっていた。基準値超過するかしらないかの問題ではないと思う、風評被害というのは。ちゃんと県はこれだけ検査していますという事実が私は消費者や他県の人にとってはアピールになるわけですから、それを見てほしくないと思われるような一番下になるのはちょっと逆に不安になる。なぜ風評被害はなくなるのか、という思いになりますでしょうか。

〈 事務局：農林水産部 寺田技監 〉

御意見はもともとだと思う。先ほども申し上げましたが、最初は基準値はどういうものか、この野菜は大丈夫だろうかと、かなり関心がありましたし、県もなかなか検査機器が整備されない中で検査が不十分だったということがあります。機器は整備されましたし、牛肉については全頭検査という中で基準値を超えるものが流通していないことがかなり消費者の方々にも認知されてきているのかなということもあって、このような取扱いになっているのかと思います。逆の意見もあると思います。3～4年が経ってトップにしていた場合、まだこういうものが問題になっているのか、と受け取られかねない。放射能の検査については十分検査されております。かなり放射能の検査については、基準値以上のもは出ていないという中で、落ち着いてきたという感じを持っています。

〈 小金澤会長 〉

よろしいでしょうか。どこに持って行く持って行かないのではなく、少なくともどこにあるのか分かるようにしないと。ずーと探して見つかったでは軽視しているとみられても仕方がない。ボタンを押してぱっと出てくるのであれば、絶えずこういう情報については、しっかり把握しています、オープンにしていますということがあっていいと思います。少し探せばわかるようにしておいてもらえるとありがたい。よろしいでしょうか。その他ありませんでしょうか。

〈 佐藤委員 〉

地産地消に関して2点お尋ねしたい。食材王国285店舗ということですが、これは25年度から始まった事業ではないと思いますので、推移が分かれば教えていただきたい。これは県民総参加運動と関連するのですが、いろいろな推進店、推奨店がありますが、取組宣言との関連性といいますか、地産地消推進店というのは何らかの形で関連しているのかどうか。もしくは内数というようなものがあるのかどうかをお尋ねしたい。

それから学校給食の関連で26ページ、27ページですが、毎回質問させていただいているが、24%を超えないのは若干やむを得ないのかなと思います。学校給食に関しては昨年度、県もかなり努力をされていて、ここに高校生のお弁当の話が出ています。その他に初めて学校給食のコンテストを実施して、その優秀作品を有料で県庁の食堂で食べてもらったという経過がありますが、事業の成果として反映されていないということは一体なぜなのか。24%と毎年下がっていることだけが事業の成果ではないはずだと思いますので、そこら辺のことをお話いただきたい。食品表示に関していろいろお聞きしたいことがあります。別途、質問を出しているの、そのときに質問をさせていただきます。以上2点です。

〈 事務局：農林水産部 寺田技監 〉

地産地消の推移については、これについては担当課から説明します。それから県民総参加運動との関連は、もちろん運動の一環としてこれはやっているところです。学校給食の関係ですが、確かに学校給食そのものについてはこの数字ですが、佐藤委員のおっしゃるとおり、各学校、高等学校ですね、こちらの対象にしての弁当コンクールなど、その中での地産地消、消費拡大運動といえますか、そういうこともやっております。御指摘のとおりだと思いますので、この成果、実績の中に入れていくようにしたいと思います。ありがとうございました。

〈 事務局：食産業振興課 伊藤部技術副参事 〉

関連しまして御質問のごございました食材王国みやぎ地産地消推進店の推移ですが、平成21年度から開始しております、当初は144店舗、平成22年度は178店舗、平成23年度は212店舗、平成24年度は241店舗、平成25年度は285店舗ということで順調に推移しております。なお、地産地消を進めるために様々な形でPRしております、2年前からは地産地消推進店を利用していただいた県民の方には地場野菜が当たりますといったキャンペーンをやらせていただいております。

〈 佐藤委員 〉

取組宣言との推移は分からないのですか。

〈 事務局：金野課長 〉

取組宣言自体が直接関わっているというのではないと思います。ロゴマークを今回新しくしまして、食の安全安心メッセージを下に入れられるようにレイアウトを変えましたので、地場産品を積極的に使ってますとかそういうのは入れられます。そういう意味で関係するかと思いますが、そういうことを主体にした取組宣言はないかと思えます。

〈 佐藤委員 〉

せっかくロゴマークのところに入れられるようになったのですから、285店舗には、取組宣言店になってくださいと。地産地消推進店ですよということをそのまま書けばいいですよというアピールをしていただく。書けばお互いの事業が関連し合うという意味においては可能性があるわけで、あっちはあっち、こっちはこっちといったことをしないで、その部分でお互いがやりとりできる形で、課長がおっしゃったように逆に推進店には取組宣言になってください、取組宣言者には推進店ですよということを書き込んでくださいといったアピールがあってもいいのでは。

〈 事務局：金野課長 〉

ロゴマークを新しくして一所懸命、新規開拓していますので、そういうところを進めていきたいと思えます。ありがとうございます。

〈 小金澤会長 〉

はい、そのほか。

〈 氏家委員 〉

みやぎまるごとフェスティバルでPRということですが、2店舗が出ているということで実際に行ってみました、かなり探さないと見つからないような感じだったのでPRになっていたのかなと。もう少し目立つような形で出してもよかったのかなと思えました。

学校給食のことでなかなか地場野菜が増えないということではありますが、放射能問題が影響していて減ったということからなかなか伸びていかないという理由もあると思えますが、県内の学校給食施設を見ますと、大型センター化がかなり進んでいるという状況があって、今まで単独校であったり小さいセンターだったら規格にあまりとらわれなくても何とかできた、使えたという

のが、大型センター化になり、さらに委託の調理業者が入ってきたりしてますと、そういう点での価格の問題とか作業性の問題が今まで以上に使いにくさを増しているかなと感じますので、先ほどありましたように加工していただいて使うということはこれから重要になってくると思いますので、このあたりはよろしくお願ひしたいと思います。

それからヒスタミンですが、検討したにとどまっていますが、検討していただいてよかったですと思いますが、その後どうなるのかというところを伺いたいと思います。

最後に放射能問題ですが、直売所での検査関係についてもし情報があれば教えてほしいと思います。

〈 事務局：金野課長 〉

ヒスタミンの検査ですが、青みの魚でヒスタミンの事故が起きることがあります。水産物を扱っている県ですので、こういった事故が多いということで、そういった迅速な分析法で検出されれば食品衛生法の指導の中で工場などからサンプリングして検査して指導にあてるといった使い方ができるのではということもありますので、こういった検査がきちんと確立できればそういったものに順次使っていこうと考えております。

それからまるごとフェスティバルですが、これは検討させていただきたいと思います。

〈 事務局：農林水産部 寺田技監 〉

直売所の放射性物質の検査につきましては、それぞれの直売所ごとに農協に持ち込んだり、あるいは市町村、場合によっては県の普及センターで時期時期に検査しております。

〈 氏家委員 〉

ヒスタミンのことについて気にしているのは、全国的に文科省のほうで、これは加熱によって防ぐことはできないということで、カジキマグロとかマグロ系のものは学校給食に使うなどというような感じの指導が入っていますので、ぜひ検査方法を早く確立していただき安心して使えるようにしていただけたらと思います。

〈 小金澤会長 〉

よろしいでしょうか。そのほか

〈 澁谷委員 〉

食品表示の成果のところではJAS法及び景品表示法に基づくとありまして、29ページにも同じように書いてあります。私がモニターだよりで書いたとおり食品の表示はJAS法と食品衛生法がもとの始まりではありますが、なぜここに食品衛生法がないのか単純な疑問でした。優良誤認にフォーカスして説明したということであればこういった書き方なのかもしれませんが、そういった理解でよろしいでしょうか。

〈 事務局：金野課長 〉

おっしゃるとおりここでやっている研修会はJAS法と景品表示法の部分で記載しております。食品衛生法に関する表示になりますと、実際には保健所の食品衛生監視員が指導していますが、営業者を集めた研修会とかで食品衛生法を説明する中でそういった表示の部分に触れたりしていますが、ここでは書いてなかったということです。要するにここではJAS法と景品表示法に絞った研修会を書いているということです。

〈 小金澤会長 〉

よろしいですか。一つは5ページの中で、安全な農産物生産に対する意識の高い経営者の育成の中で、環境にやさしい農業を推進するということですが、成果のみやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度とエコファーマーの話しか出てこないのですが、7ページの主な数値目標のと

ころでは環境保全型農業取組面積が出て、それが一つの目標になっていますが、このことについてここには全然書いていません。どういうことなのかちょっと疑問に感じました。

県がやっている認証制度は大事なことです。同時にこの目的は県の農産物の認証をやることだけが目標ではなく、そのことを通じて環境保全型農業の拡大が目標であって、今回作ったような有機農産物購入ガイドブックに現れているように、有機農産物を増やしていくことも含めて延長線上にあるわけですね。そうすると県の仕事は評価していますが、農協や私たちの環境保全型農業については目標に入っているのに成果に入っていないというのはいかがなものでしょうかということをお調べください。

それから5ページの(ロ)ですがJGAPの話が中心になっています。確か以前、宮城GAPがありましたよね。3、4年前に宮城GAPを作ったはずだが、その後どこにいったか分かりません。そのあたりを教えてくださいませんか。

〈 事務局：農林水産部 寺田技監 〉

初めのところの御指摘はそのとおりだと思います。JAS有機や県認証、それ以外外のネットワークそれらを含めたものがここにある環境保全米の取組面積ということですので、県だけの数字を出したのはバランスを欠くというか、全くそのとおりだと思います。それからGAPの関係ですが、これにつきましては担当から回答します。

〈 事務局：農産園芸環境課 阪本技術副参事 〉

確かに基礎GAPあるいは宮城GAPがございましたが、数字目標のところは第三者認証農場となっている形で、記述はこちらが中心になったと思います。今後調べまして追加できるのであれば広く書いていきたいと思っています。

〈 小金澤会長 〉

そのほかございますか。なければ次のところに入りたいと思います。それでは、②の平成25年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第2期)」に基づく施策の実施状況(案)に係る評価について、事務局から説明をお願いします。

〈 事務局：佐々木技術補佐(総括担当) 〉

それでは資料4を御覧ください。ただいま平成25年度施策の実施状況を説明をさせていただいたところですが、委員の皆様には施策の実施状況について評価をしていただくとともに御意見や御提言をお願いしたいと思います。いただいた評価や御意見につきましては、来年度の年次計画や今年度の実施内容に反映させていくことを大きな目的としておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは評価の方法について御説明させていただきます。平成25年度の施策の達成度について御評価をいただきますが、その評価は、施策の小分類を単位に行っていただきたいと思っています。この点線で囲ったところを例に御説明しますと、算用数字1の「安全で安心できる食品の供給の確保」、これが大分類、その下の(1)の「生産及び供給体制の確立」、これが中分類、その下のカタカナのイ「生産者の取組への支援」、これが小分類になります。その下に(イ)から(ホ)まで記載されていますが、これが施策ということになります。

評価は小分類ごとに行っていただきますので、(イ)から(ホ)までを取りまとめた、「イ 生産者の取組への支援」について評価をお願いしたいと思います。小分類は全部で16ございます。2ページに実際の評価シートがありますが、最後の6ページ、算用数字4「食品に係る放射

能対策」につきましては、大分類1から3に掲載している放射能対策を一部再掲しているということもありまして、これにつきましては一括して達成度の評価をお願いしたいと思います。具体的には先ほどの資料1の5ページを御覧ください。先ほどの実施状況の5ページの左上(イ)から6ページ下の(ホ)の各施策ごとに実施状況の説明と枠組みの中に成果が記載されております。さらに7ページに行きますと主な数値目標をまとめて書いております。さらに数値目標を掲げていないものも含めて46ページ以降に「実績数値総括表」というのがございますので、こちらも確認していただきまして評価をお願いしたいと思います。

それでは、「資料4」に戻っていただきます。評価についてですが、ABCの3段階で評価をお願いしたいと思います。A「達成している」、B「概ね達成」、C「達成していない」の3段階になっていますが、評価の視点はここにありますように、「進捗状況」、「連携状況」、「協働状況」ということで、こういった視点から判断していただきますが、どこに重点を置いて評価するということは、各委員の皆様のお判断にお任せしたいと思います。もう一度2ページを見ていただきたいのですが、評価を記入していただくところは右にあります達成度の欄に記載をお願いします。その下に意見・提言という欄を大きく取っておりますが、施策の内容について意見・提言がございましたら、こちらのほうに御記入いただきますようお願いしたいと思います。

評価表は作成していただきましたら、お手元に配布しております封筒で、6月26日(木)まで事務局に返送していただくようお願いいたします。評価表が集まりましたら、全体を整理して会長がこれを取りまとめて調整して、推進会議としての総評をいただくということになっております。

いただいた総評につきましては次回8月6日開催予定の推進会議にお諮りしたいと思います。

その後の取り扱いですが、先ほど課長からも説明がありましたように食の安全安心対策本部会議にて承認を受けてから、9月県議会で報告、ホームページ公表というスケジュールとなっております。評価についての説明は以上です。

〈 小金澤会長 〉

よろしいでしょうか。評価の方法ですが、初めての方がいらっしゃいますが、よろしいですか。それでは、次に議題口「みやぎ食の安全安心県民総参加運動について」事務局から御説明をお願いします。

〈 事務局：佐々木技術補佐（総括担当） 〉

それでは資料5を御覧いただきたいと思います。今年度における県民総参加運動事業の6月1日現在における進捗状況の概要について事業毎に記載しております。この中からかい摘んで御説明をさせていただきます。まず、消費者モニター事業について御説明します。食品表示ウォッチャー事業ですが、委嘱しました100名のウォッチャーの皆様方に6月1日から食品表示モニタリングを調査していただくものです。6月から12月までの7か月間、お一人当たり毎月2店舗をお願いしますので、延べ数で1,400の店舗の調査となります。ウォッチャーの皆様には毎月御報告いただき、疑義情報等がございました場合は、事業エリアによりまして、国、県、市町村で分担して、連携を図りながら調査や指導を行っております。

次に2番目の、研修会・講習会の開催ですが、まず「食の安全安心セミナー」を、9月から11月にかけて、仙台と仙南、仙北の各圏域で1回ずつ、合計3回の開催を考えております。昨年度は「食と放射性物質」をテーマに、内閣府食品安全委員会及び消費者庁の担当者をお招きし

て実施しましたが、今年度は、社会情勢等をみながら、引き続き放射性物質をテーマにすることも含めテーマを選定してまいりたいと考えております。参加者の募集につきましては、新聞に掲載される「県からのお知らせ」などで募集することにしております。また、モニター研修会につきましては、昨年度は、地域での情報発信をしていただく人材の養成を目的として「食品中の放射性物質に関するコミュニケーター養成研修」を開催しました。今年度のテーマ等は、今後検討していくこととしております。

次に3番目、食の安全安心基礎講座ですが、いわゆる「メニュー等表示問題」もありましたことから、5月に発行しました「モニターだより」第7号に「景品表示法」をテーマに掲載しているところです。地方懇談会については、昨年度8回開催しておりますが、今年度も各地方振興事務所農業振興部及び各保健所に対し開催の依頼をしているところです。「生産者との交流会」及び「食品工場見学会」につきましては、今年度で3回目となります。11月の開催の方向で検討しております。内容が決定しましたら、モニターだより第8号で参加者の募集を予定しております。続きまして、アンケート調査になりますが、消費者モニターを対象に、6月中旬から7月上旬にかけて実施する予定です。集計・分析結果は次回8月の推進会議で報告する予定ですが、今年度のアンケート内容案につきましては、後ほど、御説明させていただきます。以上が消費者モニター事業についてでございます。

次に、取組宣言事業について御説明します。取組宣言のロゴマークのリニューアルですが、この推進会議で御意見を頂戴し、今年2月にデザインを一新して公表しました。4月22日に、宣言者を代表して、県庁18階の「レストランぴあ」の代表者へ交付式を行い、順次、ロゴマークへの切り替えを行っているところです。その模様については2ページ目、これはホームページから取ってきたものですが、交付式の模様を掲載しております。また、事業の普及のため、ロゴマークを一新したわけですが、各種広報媒体や会議での広報、今年度は団体等への勧誘の働きかけを展開しているところでございます。

戻りまして、まるごとフェスティバルですが、今年度は10月18日、19日に行われる予定です。今後、内容を企画してまいります。外の会場では取組宣言関係のブースを設けたいと考えております。

最後になりますが、取組宣言の事業実施状況の報告ですが、取組宣言者から報告をいただくわけですが、6月1日現在の報告率は39.8%となっております。以上、県民総参加運動事業について御説明させていただきました。

続いてアンケートにつきまして、御説明させていただきます。資料3ページをお開きください。これは、毎年度「みやぎ食の安全安心消費者モニター」を対象に実施しているものです。色々設問がありまして、前半がその時々社会情勢等を勘案したテーマ、後半は「食の安全安心について」と言った内容で、継続して実施しております。前半のテーマですが、震災以降は、平成23年度調査から「食と放射性物質」というテーマで設問を設定しております。県民の皆様の意識がこの数年間でどのように推移してきているのかを知る意味でも、今年度のテーマも昨年度と同様、「食と放射性物質」についても設問にしたいと考えております。

それでは、昨年度から変更した点を中心に説明させていただきます。網掛けしている部分の変更点ということになりますが、まず中程「問4 現在どのような食品が不安ですか」という設問に対して、12番の「不安な食品は特にない」という選択肢を追加しております。「問5」については、昨年度は「一般食品における放射性セシウムの基準値」について、「どれが正しいか」という内容の設問でしたが、今年度は基準値を知っているかどうかという内容にしたいと考えて

おります。「問7 食品を購入するとき、行政が発表している放射性物質の検出結果等の情報を確認していますか」ですが、5番目の「気にしているものの、確認はしていない」を追加しております。「問8 放射性物質の検出結果や出荷制限・解除に関する情報をどのように確認していますか」ですが、情報の入手先に「市町村のホームページ」が昨年度までございましたが、実際に積極的に掲載している市町村があること、住民により身近な自治体であることから、回答項目を加えました。ページをめくっていただきまして「問13」になります。放射能に対する認知度、不安度に関する設問となっております。

昨年度の内容は網掛けのところに前年度の項目と書いておりますが、設問の内容を変えました。今年度は、消費者庁が実施して今年3月に結果公表した、「風評被害に関する消費者意識の実態調査」から引用して食の安全に関係の深い設問としました。それから「問14」ですが、「不安や風評被害の解消に向けて、行政の取組として必要なものは何か」との間ですが、「特に必要なものはない」を追加しております。最後に「問25」です。行政機関へのパブリックコメントの経験を問う設問でございましたが、昨年の結果は約15%余りが「経験あり」という御回答いただいております。傾向が把握でき一定の成果が出てたと考えておりまして今回は削除して、「その他」の設問は、食の安全安心全般について、あるいは国や県の施策について御意見や御提言があればお書きくださいというところで終わりにしたいと考えております。アンケート調査につきましては、以上でございます。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございました。

〈 加藤委員 〉

平成26年度の県民総参加運動の研修会・講習会ですが、昨年も要望しましたが、食品監視指導計画について県の食の安全のいろいろな制度改正について、消費者モニターの役割の中に意見を述べるのが盛り込まれているので、何かモニターに対して監視指導計画について意見をもらうような仕組みを作っていただきたいということが1点と、アンケートで、設問の問5を直したとありますが、1キログラム当たり100ベクレルを知っているか知っていないかと、なぜ100ベクレルなのかを知っているかということを入れていただけないかというのが要望です。

〈 小金澤会長 〉

今の点はいかがですか。

〈 事務局：金野課長 〉

指導計画の件については検討させていただきます。考えたいと思います。それから設問5の部分です。

〈 加藤委員 〉

100ベクレルを知っているか知らないかはいいと思いますが、100ベクレルの意味をちゃんと理解しているかしていないかは大きく分かれると思います。数字に踊らされる人と理解している人に分かれると思います。意識の高いモニターだからそういう突っ込んだ質問をしてもいいのかなと思う。関心の高い人がモニターになっているのだから、100ベクレルの意味を御存知ですかという質問をしてもいいと思います。皆さんがそんな設問はいらないというのであればいいのですが、他の委員の方の御意見はどうでしょうか。

〈 澁谷委員 〉

もし入れたらさらに一つ増えますね。知っていますか知っていませんかで、知らなかったで終わってしまいますし、知っていたら意味はとなったら一つ増えます。これはこれでいいと思いま

す。

〈 小金澤会長 〉

答えを得たからといってそれがどういう意味を持つのかですが。知っているか知らないのか位のもので、理由は分かっているのは偉いですが、その辺はよく分からないですね。そのほか皆さんから何か御意見があれば。よろしいですか。ひとまず他のところでもなければ、これはこれでやってみて、直すのであれば来年のアンケートに加藤委員の要望を入れてみてください。

〈 事務局：金野課長 〉

この5番をもし変えるのであれば、知っているかという部分を、理由を分かった上で知っているかというふうなことを設問に入れては。

〈 小金澤会長 〉

この数値の内容を知っているというのは、1キログラム当たり100ベクレルという基準値はそういうことになっているということですが、数値を知っているということが重要だと思います。

〈 事務局：金野課長 〉

それでは、このままでよろしいでしょうか。

〈 小金澤会長 〉

よろしいですか。それでは、次の会議では結果が出ますので、また御説明をお願いしたいと思います。

これでロの食の安全安心県民総参加運動を終了しますが、事前に佐藤委員から質問が事務局に寄せられていますので、それについて質疑をしたいと思います。では佐藤さん、よろしくお願ひします。

〈 佐藤委員 〉

6月6日に景品表示法の改正に伴いまして、今度新たに都道府県知事による措置命令権限等の付与というような重要な役割がくるわけですが、それに関して県としてどのような対応を今の段階で検討なのか。

それから食品衛生監視指導計画がありますが、それにこの部分を反映させるということをお考えなのかどうか。施行までに若干時間がありますので、年度内にこれがスタートできるかどうかというのは非常に微妙な問題があるわけですが、特にみやぎ食の安全安心推進会議で景品表示法の改正に係る知事権限の強化、特に今後課徴金というような問題が出てきたケースでは行政処分になってきますので、行政処分を取り得る枠組みと権限、それに対する報告のあり方というのは相当検討材料が必要だと思っておりますので、そこは詰めていただきたいというのが質問と言うより基本的には要望です。時間もないので結論は出ていないと思います。法律が今月6日に成立したばかりですので、出せというのも厳しいと思いますが、1点だけ要望させていただきたいと思ひます。

今日の資料1の21ページ、食の110番とかウォッチャーによるモニタリング調査とかの部分です。今後この部分は、新しい景品表示法の改正に伴う都道府県知事の検査に関わる権限強化の中におそらく関係してくるだろう。特にいろいろと検査をしなくてはいけない状況、それから優良誤認を含めた不当表示に対しても県としていろいろやっていく際の大きな材料になるんだろうと思っております。これは実は以前から申し上げていますが、例えば110番した人、無記名であればしょうがないですが、例えばモニターから不当表示でないかという報告があった、ウォッチャーからそういった指摘があったようなケースについてどのような報告、レスポンスをされ

ているのか、そこは是非やっていただきたいというのを以前から申し上げていますが、基本的にここに出ているように、相談は何件だった、改善が図られたというだけで具体的な中身、店の名前前の問題とかいろいろ出てくるわけで、簡単にいかないのは分かりますけれども、やはりモニターとかウォッチャーとか責任をもってやろうという方たちに対しては、自分たちが報告したものにレスポンスなされるということはかなり重要だと思っております。モニターだよりでその辺あたりのいくらかレスポンスが出るようになっていますが、今後知事の権限が景品表示法の改正に伴って強化された場合、やはり実際にモニターやウォッチャーをされている方により一層の責任を持っていただくことは必要だと思っておりますので、その辺はきちんとしたレスポンスを返せるような対応を是非お願いしたい。それから当然、措置命令を出すようなケースが報告されるんだろうと思います。例えば食中毒における行政処分、営業禁止とかについていちいち報告されているのと同じように、やはりこの問題は県民の食の安全安心に関する重要な関心事ですので報告されると思いますが、その辺の報告の体制をきちんと整備していただきたいと思っております。今日お答えいただける範囲でかまいませんが、おそらくそう簡単に整備できるものとは思っておりませんので、8月の会議で改めて質問させていただくつもりでおります。その当たりの整備関係についてはぜひお願いしたいと思っております。

〈 事務局：金野課長 〉

ありがとうございます。この資料の21ページに記載しておりますとおり、食品の表示に対する適正化の推進ということでやっておりますのは、「食の110番」でありますとか「食品表示110番」に寄せられた情報、あるいはウォッチャーによる調査の中で寄せられた情報、そういった情報を元にして、国や市町村と連携して調査をしているということをやっております。それからもう1点やっておりますのは、メニュー表示偽装があったときに悪質にやっているのではなく、分からなくてやってしまうという方もいらっしゃると思います。国のほうでもガイドラインが出されていますが、その中身をきちんと事業者の方に理解していただくということは非常に重要だと認識しております。次のページに食品表示に関する研修会の充実というのを記載しておりますが、こういった研修会も今後進めていって理解を深めていくという取組をやっていくことを考えております。景品表示法は6月に改正になりましたが、課徴金につきましては、委員会から答申があがったということで、今後制度設計がなされていく段階ですので、まだ都道府県がどのような役割になるとかなどは見えてきていないところですが、そういった見えてきたところに対応していくことになると思います。今のところ監視指導計画とかいうもので定めて監視をしていくというよりは、むしろどういふふうな表示をしなくてはいけないのかというような指導に力を入れていき、その傍らでそういうふうな情報が入ってきた時にそういったところを調査して、もちろん悪いことをしていれば社会的な制裁になるでしょうし、当然推進会議の中でそういった事例について報告していくということでございます。また次回までに進展すれば情報提供させていただきたいと思っております。

〈 佐藤委員 〉

お願いします。

〈 加藤委員 〉

関連して、今の景品表示法ですが優良誤認の関係もあるので、そうなってくると食品の安全だけでなく消費生活にもからむのかと思われましたので、それに関してどうでしょうか。

〈 事務局：金野課長 〉

そのとおりです。景品表示法は食品だけではありません。当課は食品のみを所管しておりま

すが、消費生活・文化課というところがその他の部分を所管しております。そういう仕組みになっております。

〈 小金澤会長 〉

よろしいでしょうか。それではこの点については以上ということで、次回、またよろしく願います。それでは、最後に「その他」で情報提供をお願いします。

〈 事務局：農産園芸課 阪本技術副参事 〉

農産物直売所ガイドブック「直売所に行こう。」及び「宮城県有機農産物購入ガイドブック」がお手元に配布していると思います。これは東京電力福島原子力第一発電所事故による県産農産物の風評被害がかなりありまして、一番直接的に打撃を受けたのが直売所と、有機農産物を生産している方は通信販売等で販売している方が多く、そういった方々の風評被害を払拭する分として作成したものでございます。この「直売所に行こう。」が3万部、有機農産物購入ガイドブックが4万5千部を作って、関係機関、市町村、観光案内所、宿泊観光施設、「直売所に行こう。」は公立の小中学校及び県立高等学校にも配布しております。どれだけ払拭の効果があるかどうかまだ見えませんが、PRしているところでございます。

〈 事務局：水産業振興課 浅野技術副参事 〉

もう一つの「水産加工品直売所マップ」を簡単に説明させていただきます。今回の震災で直売所の方々の売り場が被災しまして、このマップには観光情報と併せて直売所の入り口の写真、こんなものが売られているよというのを掲載し、62社分のもを掲載しています。どこで買えるかを消費者の方々に御紹介しているところでございます。今回2万部を印刷しましたが、増刷を検討しているところですし、実は、去年、直売所を始めましたという方々もいらっしゃいますので、第2弾を検討しているところです。また、結構「これを見て買ったよ」という方からの声も聞こえています。今後とも一層PRしてまいりたいと思います。

〈 小金澤会長 〉

はい、どうもありがとうございました。これは2014と書いてありますが、去年の予算ですね。これだけのことをやって地産地消を推進したりしているのはりっぱな成果ではないですか。施策の実施状況には書いていない。載ってないですよ。もったいない。これは成果だと言わんとしているんだろうと思って聞いていましたが、だったらこの中に入れておかないと。地産地消を推進するためには立派なことだと思う。こういうことは大事ですから、作成したことをぜひとも成果に入れてください。以上でこの会議、15分ほどオーバーしましたが、議事は終了しますので、司会にマイクを戻します。

〈 司会 〉

長時間にわたり活発な御議論大変ありがとうございました。次回の開催は、8月6日火曜日、午後2時から予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。おって開催の御案内を差し上げたいと思いますので、御出席をお願いします。以上をもちまして会議を終了いたします。